

熊本県公告第 442 号

八代市長沖田嘉典から平成 13 年 12 月 6 日付けで協議の平山新町地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 14 年 5 月 22 日付けで同意した。
平成 14 年 5 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 443 号

千丁町長市村慎一から平成 13 年 11 月 15 日付けで協議の新牟田地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 14 年 5 月 22 日付けで同意した。
平成 14 年 5 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 47 号

熊本県菊池郡西合志町大字須屋 421 番地の柏尾誠之から提起された平成 14 年 2 月 24 日執行の西合志町長選挙の選挙の効力に関する審査申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

平成 14 年 5 月 29 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

裁 決 書

熊本県菊池郡西合志町須屋 4 2 1 番地

審査申立人 柏 尾 誠 之

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成 1 4 年 3 月 2 9 日付けで提起された平成 1 4 年 2 月 2 4 日執行の西合志町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件の審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、西合志町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は平成 1 4 年 3 月 1 5 日これを棄却する旨の決定をしたので、これを不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙は無効である旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由を要約すると、次のとおりである。

- 1 本件選挙は、投票したい候補者の氏名の上の欄に○をつけるという、いわゆる記号式投票の方法によりなされたが、○の記号の記載方法は、公職選挙法第 1 条が規定する「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われる」に相応しい方法であることが当然に要求されている。本件選挙における○の記号の記載方法は、以下の理由により選挙人が自由な意思の表明をすることができないものであり、あるいは選挙人の中に自由な意思の表明をする機会が奪われたものがあると認められるので、選挙の規定に違反する違法があるというべきである。
 - (1) 町選管は、本件選挙において記号式投票に○の記号を付ける器具として、使用方法のわかりにくいスタンプを使用した。
 - (2) スタンプの使用は、本件選挙において初めて使用するもので、過去においては印棒にスタンプ台でインクを付けた上で、○を付ける方法であった。キャップ付きのスタンプの使用は初めてである。
 - (3) (1)、(2) にもかかわらず、スタンプの使用法に関する選挙人への周知が不十分であった。
- 2 1 の結果、白紙投票が多くなり、この白紙投票の中には、スタンプの正しい使用方法が分からないままに結果的に白紙投票になってしまった票が相当数混在している。他方、候補者の得票数の差は、わずか 9 票である。正しく投票がなされていれば、選挙の結果が変わった可能性が大きい。
- 3 無効票の判定について、著しく疑念が残るので、再度点検されるべきである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理した。本件審査の申立ての審理に当たっては、町委員会からは、本件審査の申立てに対する弁明書、申立人からは反論書の提出を受け、慎重に審理した。

ところで、公職選挙法(以下「法」という。)第 205 条第 1 項の規定によれば、選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙の管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、または直接そのような明文の規定はなくとも選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害された場合を指す」とものと解されている。(昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判決)。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その規定違反がなかったならば、選挙結果につき、あるいは異なった結果を生じたかもしれないと客観的に認められる場合をいう」とものとされている。(昭和 29 年 9 月 24 日最高裁判決)。

このような観点から、申立人の主張について順次検討する。

1 申立理由 1 について

本件選挙において、町選管の使用したスタンプは使用方法がわかりにくく、キャップを付けたまま投票した人がいることは、公職選挙法第 1 条の規定に違反するという主張であるよううかがえるが、まず、本条は、公職選挙法の目的を規定した条文であり、管理執行の手續に関する明文ではない。

よって、申立人は、公職選挙法のどの管理執行の手續に関する明文の規定に違反すると主張しているのか定かではないので、当委員会は選挙の自由公正の原則に著しく違反したかどうかを中心に検討する。

選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたかについては、西合志町長選挙の選挙録による開票結果から客観的に検討する。

記号式投票総数 13, 320 票のうち、有効投票は 13, 205 票、無効投票は 115 票であり、この無効投票の内訳は、白紙投票が 92 票、2 人以上の候補者に対して○の記号を記載したものが 14 票、候補者のいずれかに対して○の記号を記載したか確認し難いものが 9 票であった。

つまり、白紙投票の 92 票を除く 13, 228 票(99. 31%)は、スタンプのキャップを正常に外して印を付けたことを証明しており、白紙投票の全てがスタンプの使用方法がわかりにくかったことに起因するとしても、99%以上の投票者が正常に投票できた点を見ると、選挙人として通常の注意を払えば投票できたということにほかならず、選挙の自由公正の原則を著しく阻害したとは認められない。

なお、キャップを付けたまま使用し白紙の投票をした選挙人が仮にいたとしても、選挙人としては、○の印が付いたか確認して投函すべきであり、スタンプの使用方法が不明であれば周囲の事務従事者に確認すべきことを相当とする。

また、1 の(1)から(3)までの内容が申立人の主張するとおりであったとしても、上記認定を左右するものではない。